

金融事業の パーシャル・スピノフに関するQ&A

2025年5月14日

ソニーグループ株式会社

目次

本資料に関する注意事項	3
本資料で使用されている略称	4
1. パーシャル・スピノフの概要について	5
Q1-1. 過去にスピノフの事例はあるのか教えてほしい。	5
Q1-2. 過去にダイレクトリスティングの事例はあるのか教えてほしい。	5
Q1-3. 流通参考値段とは何か。また、どのように決まるのか。	5
Q1-4. 単元未満株式を保有する株主にはどのような選択肢があるのか。	6
Q1-5. 本スピノフ後の SFGI の株主構成はどうなるのか。	6
Q1-6. 信用取引の処理(権利処理、現引禁止の扱い等)や、るいとう、ミニ株の取り扱いはどうなるのか。	6
Q1-7. SFGI 株式は、株式インデックスにどのように採用されるのか。	6
Q1-8. 2026 年 3 月期の予想配当金の状況はどうなるのか。	6
2. 現物配当の手続きについて	7
Q2-1. SFGI 株式の現物配当を受けるにはどうしたらよいのか。SFGI 株式の現物配当を受けるための手続きはどのようなものか。	7
Q2-2. SFGI 株式の分配に際して端数は出ないのか。	7
Q2-3. 外国為替及び外国貿易法(外為法)上、必要な手続きはあるのか。	7
Q2-4. SFGI 株式の分配を受ける場合、資金の払込みは必要となるのか。	8
Q2-5. SFGI 株式の分配の有無はどのように確認すればよいのか。	8
Q2-6. SFGI 株式の受取りを拒否することはできるか。金銭での受取りはできないのか。	8
Q2-7. 現物配当を受けることで生じる費用について教えてほしい。	8
Q2-8. 本スピノフに関して、どのような書類がいつどこに送付されてくるのか。	9
Q2-9. SFGI 株式は特定口座と一般口座のどちらの口座に記録されるのか。	9

Q2-10.	NISA 口座に当社株式を保管している場合、SFGI 株式はどのように扱われるか教えてほしい。	9
3.	本スピンオフ実行後の SFGI の状況について	10
Q3-1.	本スピンオフ実行後、ソニーFG の経営陣に変化はあるのか。	10
Q3-2.	本スピンオフ実行後のソニーFG の経営方針を教えてください。	10
Q3-3.	本スピンオフが SFGI の業績に与える影響を教えてください。	10
Q3-4.	SFGI の過年度の財務状況について教えてください。	10
Q3-5.	ソニーFG の会社内容に関する情報は、今後どのように開示される予定か。	10
4.	当社株式の取引及び本スピンオフ実行後の当社の状況について	11
Q4-1.	当社株式の上場は維持されるのか。	11
Q4-2.	本スピンオフによる当社株式の株価への影響を教えてください。	11
Q4-3.	本スピンオフ後、ソニーグループの経営陣に変化はあるのか。	11
Q4-4.	本スピンオフ後のソニーグループの経営方針を教えてください。	11
Q4-5.	本スピンオフが当社連結業績及び財務諸表に与える影響を教えてください。	12
5.	現物配当に関する税務上の取扱いについて	13
Q5-1.	スピンオフによる日本の株主の税務面のメリットを教えてください。	13
Q5-2.	分配資産割合について教えてください。	13
Q5-3.	当社株式を保有する非居住者の株主への現物配当は税務上どのように扱われるのか。	13
6.	当社株式 ADR の取扱いについて	15
Q6-1.	当社株式 ADR を保有している場合にはどのような手続きになるのか。	15
Q6-2.	当社株式 ADR の米国連邦税法上の取扱いを教えてください。	15
	将来に関する記述等についてのご注意	17

本資料に関する注意事項

1. 本スピンオフの詳細につきましては、2025年5月14日付の当社の「金融事業のパーシャル・スピンオフに関する説明資料」(URL: https://www.sony.com/ja/SonyInfo/IR/library/SFG_pso/presentation_J.pdf)も併せてご参照ください。なお、本スピンオフの実行は、東証からのSFGI株式の上場承認の取得その他の関係当局の承認や認定、許認可等の取得を条件としています。
2. 現物配当基準日である2025年9月30日(火曜日)時点の当社株主名簿に記録された株主の皆様を対象として、当社株主の皆様が保有する当社株式1株につき、SFGI株式1株の割合で現物配当を行う予定です。本スピンオフの実行により、現物配当基準日時点の当社株主の皆様は、当社株式とSFGI株式の2つの上場銘柄を保有することになります。
3. SFGI株式の現物配当は、2025年10月1日(水曜日)付で株主の皆様において特段のお手続きを要することなく行われますが、詳細につきましては、お取引口座のある証券会社にお問い合わせの上、ご確認ください(A2-1、2-3、2-4をご参照ください。)
4. SFGI株式は2025年9月29日(月曜日)付で東証プライム市場への上場を予定しております。ただし、当該新規上場は、今後の日本取引所自主規制法人による上場審査の結果、東証より上場承認を得られることが前提となるため、現時点で確約されたものではありません。
5. 本スピンオフの実施後も、当社株式の東証における上場及び当社株式の米国預託証券(ADR)のニューヨーク証券取引所における上場は維持されます(A4-1をご参照ください。)
6. 本スピンオフに伴い、2025年9月29日(月曜日)が当社株式の権利落ち日となり、理論上は同日付でSFGI株式の価値相当分だけ当社株式価値が調整されますが、他方で当社株主の皆様は2025年10月1日(水曜日)にSFGI株式の分配を受けることとなります。ただし、上記4.に記載のとおり、本スピンオフにおいては、東証によるスピンオフ時における新規上場日の見直しを受けて、SFGI株式の上場日を2025年9月29日(月曜日)とすることを予定しています。そのため、株主の皆様におかれましては、当該上場日以降、SFGI株式の取引が可能となる予定です(A4-2をご参照ください。)
7. 本スピンオフに伴うSFGI株式の東証への上場は、ダイレクトリスティング方式(日本国内の金融商品取引所に上場していない内国会社が上場前の公募・売出しを行わずに株式を上場することをいいます。)にて行うことを予定しています。上場後の初値については、投資家のSFGI株式に対する実際の需給に基づき、東証における板寄せ方式を通じて決定されます。
8. 本スピンオフの実行後、SFGIは当社の連結子会社ではなくなり、当社の持分法適用関連会社となる予定です。なお、本スピンオフ後の当社株式とSFGI株式はそれぞれ独立に取引されることから、それぞれの株式について株価が形成されます(A4-1をご参照ください。)

本資料で使用されている略称

略称	正式名称／定義
当社	ソニーグループ株式会社
SFGI	ソニーフィナンシャルグループ株式会社(金融事業を営む当社の完全子会社)
ソニー生命	ソニー生命保険株式会社(SFGIの完全子会社)
当社株式	当社の普通株式
SFGI株式	SFGIの普通株式
ソニーFG	ソニーフィナンシャルグループ(SFGI及びその連結子会社)
本スピンオフ	当社による金融事業のパーシャル・スピンオフ
東証	東京証券取引所
野村證券	野村證券株式会社
SEC	U.S. Securities and Exchange Commission(米国証券取引委員会)
JPMorgan	JPMorgan Chase Bank, N.A.
ADR	American Depositary Receipt(米国預託証券)
当社株式ADR	当社株式のADR
SFGI株式ADR	SFGI株式のアンスポンサーードADR
OTC	Over-the-Counter(店頭取引)

1. パーシャル・スピノフの概要について

Question	Answer
Q1-1. 過去にスピノフの事例はあるのか教えてほしい。	A1-1. 2017年度税制改正後、組織再編税制における適格株式分配として実施されたスピノフの事例としては、2020年にカラオケボックス「カラオケ まねきねこ」を運営するコシダカホールディングスがフィットネスチェーン「カーブス」を運営するカーブスジャパンなどを傘下に持つカーブスホールディングスをスピノフした事例、2024年にパソコン周辺機器のメルコホールディングスが製麺大手のシマダヤをスピノフした事例があると認識しています。ただし、これらはいずれもスピノフ対象法人株式の100%を現物配当により株主に分配する完全スピノフであり、2023年度税制改正によって組織再編税制の中に位置付けられた、スピノフ対象法人株式の一部をスピノフ実施法人が継続保有するパーシャル・スピノフとして実施される事例としては本邦初となります。 海外のスピノフ事例としては、例えば、2015年に米化学大手のデュポン社が高機能化学事業をケマーズ社としてスピノフした事例や、同年に米ネットオークション大手イーベイ社がweb決済事業を営むペイパル社をスピノフした事例などがあると認識しています。パーシャル・スピノフ事例としては、2021年に米通信サービス大手IBMがITインフラに関するサービス提供事業をスピノフし、スピノフ後も19.9%を保有した事例、2022年に米総合電機メーカーのGEがヘルスケア事業をスピノフし、スピノフ後も19.9%を保有した事例、2025年に米データストレージメーカーWestern Digitalがフラッシュメモリ事業をスピノフし、スピノフ後も19.9%を保有した事例などがあると認識しています。
Q1-2. 過去にダイレクトリスティングの事例はあるのか教えてほしい。	A1-2. 1999年に杏林製薬によって行われたダイレクトリスティングの事例がありますが、パーシャル・スピノフを含むスピノフに際してスピノフ対象法人の新規上場のためにダイレクトリスティングが行われた事例は国内ではありません。
Q1-3. 流通参考値段とは何か。また、どのように決まるのか。	A1-3. 流通参考値段とは、上場日の初値決定前の気配運用の上限・下限の基準となる最初の板中心値段を決定する際に参照される数字です。 流通参考値段は、初値及び上場後の投資家の需要に基づく株価形成機会を十分に確保し、当該株価形成を阻害しない水準を検討の上、幹事取引参加者である野村證券により東証に提出される予定です。 流通参考値段はあくまで上記の目的に際して参照される数字にすぎず、SFGI株式の実際の取引値段・株式価値を示唆するものではありません。

Q1-4. 単元未満株式を保有する株主にはどのような選択肢があるのか。	A1-4. 本スピンオフでは、現物配当基準日である2025年9月30日（火曜日）時点の当社株主名簿に記録された株主の皆様に対して、保有する当社株式1株につきSFGI株式1株の割合で現物配当を行う予定です。単元未満株式を保有する株主の皆様に対しても、保有する単元未満株式数に応じた分配がなされます。ただし、上場後のSFGI株式も同じく単元株式数が100株となりますので、単元未満の同社株式についても市場で売買することはできません（なお、市場外での売買については売買単位による制約はありません）。なお、SFGIにおきましても、2025年10月1日（水曜日）より単元未満株式買取りの取扱いが開始される予定です。
Q1-5. 本スピンオフ後のSFGIの株主構成はどうか。	A1-5. 当社は本スピンオフの実行後も20%未満のSFGI株式を保有する予定であり、当社を除くSFGIの発行済株式に対する株主構成は本スピンオフ実行時点では現物配当基準日である2025年9月30日（火曜日）時点の当社の株主構成と同じものとなります。ただし、SFGI株式上場後は東証での取引（SFGIによる自己株式の取得（※）を含む。）、SFGI株式ADRの米国でのOTC取引が行われるため、それに応じて株主構成は変化することとなります。 ※現時点で、取得株式総数、取得価額総額及び取得期間等の内容は未定です。また、投資機会や市場環境等により、自己株式取得の一部又は全部が行われない可能性もあります。
Q1-6. 信用取引の処理（権利処理、現引禁止の扱い等）や、るいとう、ミニ株の取り扱いはどうか。	A1-6. 信用取引に係る各種取扱いや株式累積投資及び株式ミニ投資の取扱いにつきましては、お取引口座のある証券会社にお問い合わせください。
Q1-7. SFGI株式は、株式インデックスにどのように採用されるのか。	A1-7. SFGI株式の指数採用可否につきましては、各指数の要領に基づき決定されます。詳細は、各指数の要領及び今後各指数提供者から公表される見込みのSFGI株式の取り扱いに関する情報をご確認ください。なお、一例として過去の国内スピンオフ事例では、東証株式指数（TOPIX）への採用が上場後速やかに行われていると認識しています。
Q1-8. 2026年3月期の予想配当金の状況はどうか。	A1-8. 当社の2026年3月期の予想配当金は下記のとおりです。 2026年3月期 中間:12.5円 期末:12.5円 SFGIにつきましては、IFRS修正純利益の40～50%前後を現金で配当する方針で、1株当たりの配当額の安定的な増加を目指しています。なお、上場後の2026年3月期の予想配当金は現時点では未定です。

2. 現物配当の手続きについて

Question	Answer
Q2-1. SFGI株式の現物配当を受けるにはどうしたらよいか。SFGI株式の現物配当を受けるための手続きはどのようなものか。	A2-1. 現物配当基準日である2025年9月30日（火曜日）時点の当社株主の皆様に対して、2025年10月1日（水曜日）付で株主の皆様側での特段のお手続きを要することなく、SFGI株式が分配されます。詳細につきましては、お取引口座のある証券会社にお問い合わせの上、ご確認ください。
Q2-2. SFGI株式の分配に際して端数は出ないのか。	A2-2. 当社株主の皆様に対して当社株式1株につきSFGI株式1株を分配する予定ですので、SFGI株式の分配に際して端数が生じることはありません。 なお、東証の新規上場承認を得られるまでに、SFGI株式の株式分割等によってSFGIの発行済株式総数を調整する手続きを実施する予定です。また、当社の単元未満株式買増請求については、上記手続きに向けた株式数の確定のために、2025年7月1日（火曜日）から、同年9月30日（火曜日）まで、受付を停止させていただく予定です。また、単元未満株式買取請求については、2025年9月24日（水曜日）から、同年9月30日（火曜日）まで、受付が停止されます。
Q2-3. 外国為替及び外国貿易法（外為法）上、必要な手続きはあるのか。	A2-3. SFGI及びその子会社は、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」）の対内直接投資審査制度上、事前届出の必要な業種を営んでいます。外為法上の「外国投資家」に該当する当社株主の皆様が、本スピンオフによってSFGI株式の1%以上を直接又は間接に取得することとなる場合、原則として、かかる取得に先立って、外為法に基づく事前届出が必要となります。なお、SFGI株式の1%以上の取得であっても外為法に基づく事前届出の免除制度の適用を受けられる株主の皆様においては、取得後の事後報告で足りる等の例外があります。 （事前届出が必要な「外国投資家」） ・ 非居住者である個人 ・ 外国法令に基づき設立された法人やその他の団体 ・ 非居住者である個人又は外国法人により議決権の過半数を保有されている本邦の会社 ・ 非居住者である個人又は外国法人である者が50%以上出資する組合、又は業務執行組合員の過半数を占める組合 等

	上記の外国投資家に該当する株主の皆様におかれは、必要なお手続きについてご自身の法務アドバイザー等にご相談いただくとともに、所定の期限までにお手続きが完了するよう十分に余裕をもったご対応をお願い申し上げます。 ご参考:財務省ホームページ「対内直接投資審査制度について」 (日本語版) https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/fdi/index.htm (英語版) https://www.mof.go.jp/english/policy/international_policy/fdi/Overview/index.html
Q2-4. SFGI株式の分配を受ける場合、資金の払込みは必要となるのか。	A2-4. 本スピンオフはSFGI株式を、現物配当(金銭以外の財産による配当)により当社株主の皆様分配到るものですので、当社株主の皆様におかれましては、SFGI株式の分配を受けるために資金を払い込んでいただく必要はありません。
Q2-5. SFGI株式の分配の有無はどのように確認すればよいのか。	A2-5. 分配の有無のご確認については、お取引口座のある証券会社にお問い合わせの上、ご確認ください。
Q2-6. SFGI株式の受取りを拒否することはできるか。金銭での受取りはできないのか。	A2-6. 本スピンオフは、SFGI株式を、現物配当(金銭以外の財産による配当)により当社株主の皆様分配到るものですので、現物配当基準日である2025年9月30日(火曜日)時点の株主名簿に記録された当社株主の皆様に対しては、当社株式の保有数に応じて必ずSFGI株式が分配されます。 また、本スピンオフは、組織再編税制の適格要件を満たすために、金銭分配請求権のない現物配当として実施されます。そのため金銭での配当のお受取りはできず、必ずSFGI株式をお受取りいただくこととなります。ただし、上場後に売買単位(100株)を構成するSFGI株式を市場で取引することは可能です。
Q2-7. 現物配当を受けることで生じる費用について教えてほしい。	A2-7. 当社株主が現物配当を受けることに関して、特段の費用は発生しません。

Q2-8. 本スピンオフに関して、どのような書類がいつどこに送付されてくるのか。	A2-8. SFGI株式の分配を受ける、現物配当基準日である2025年9月30日（火曜日）時点の当社株主の皆様に対しては、当社からの分配割当通知及び分配資産割合の通知が、2025年11月上旬以降を目処に発送される見込みです。なお、外国に居住する株主様には、日本国内の常任代理人、又はお届けいただいている日本国内の通知場所宛てに発送されます。 お取引のある証券会社からの書面による通知の有無等につきましては、当該証券会社にお問い合わせの上、ご確認ください。
Q2-9. SFGI株式は特定口座と一般口座のどちらの口座に記録されるのか。	A2-9. 分配されるSFGI株式は、通常は株主の皆様が当社株式を保有されている口座に記録されと考えられ、当社株式を特定口座で保有されている株主の皆様については当該特定口座に、一般口座で保有されている株主の皆様については当該一般口座に記録されるものと理解しています。なお、証券会社によって取扱いが異なる場合がありますので、お取引口座のある証券会社にお問い合わせください。
Q2-10. NISA口座に当社株式を保管している場合、SFGI株式はどのように取り扱われるか教えてほしい。	A2-10. 現物配当基準日である2025年9月30日（火曜日）時点で当社株式をNISA口座で保有されている場合、当該NISA口座にSFGI株式が記録されるものと理解しています。なお、証券会社によって取扱いが異なる場合がありますので、詳細はお取引口座のある証券会社にお問い合わせください。

3. 本スピンオフ実行後のSFGIの状況について

Question	Answer
Q3-1. 本スピンオフ実行後、ソニーFGの経営陣に変化はあるのか。	A3-1. 本スピンオフによるソニーFGの経営陣の変更は予定しておりません。
Q3-2. 本スピンオフ実行後のソニーFGの経営方針を教えてください。	A3-2. 本スピンオフにより、ソニーFGとしては、ソニーブランドの継続使用と成長戦略の機動的な実行の両立が可能となります。2026年度までの新中期経営計画の期間中は、ソニー生命における成長を軸とし、他の既存事業でも着実な成長を図ります。その先の2030年を見据えては、既存事業成長に加えて、新たなグループ一体での価値提供や、新規領域への進出等により、更なる成長を目指します。さらに、上場後は株主還元積極的に取り組む方針です。
Q3-3. 本スピンオフがSFGIの業績に与える影響を教えてください。	A3-3. 本スピンオフ自体がSFGIの業績に与える影響はありません。 なお、当社連結業績への影響については、A4-5をご参照ください。
Q3-4. SFGIの過年度の財務状況について教えてください。	A3-4. 当社が2025年5月14日付で開示した本スピンオフに関する適時開示に加え、SFGIの有価証券報告書及び半期報告書、決算発表資料などをご参照ください。
Q3-5. ソニーFGの会社内容に関する情報は、今後どのように開示される予定か。	A3-5. SFGI株式が東証に上場されるまでの間、ソニーFGの情報は、これまでどおり当社の金融事業に関する情報として株主及び投資家の皆様向けに適時・適切に開示を行う予定です。また、SFGIは従来より金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の継続開示を行うとともに、同社及び主要子会社の決算発表資料を開示しています。SFGI株式が東証に上場された後は、SFGIが独立した上場会社として投資家向けの各種情報提供(金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の提出や東証の上場規則に基づく決算短信・適時開示を含みます。)を行う予定です。

4. 当社株式の取引及び本スピンオフ実行後の当社の状況について

Question	Answer
Q4-1. 当社株式の上場は維持されるのか。	A4-1. 当社株式の東証における上場及び当社株式ADRのニューヨーク証券取引所における上場は、本スピンオフ実行後も維持されます。本スピンオフ実行後も、当社株式及び当社株式ADRIはこれまで同様にそれぞれ東証及びニューヨーク証券取引所における取引が可能です。
Q4-2. 本スピンオフによる当社株式の株価への影響を教えてください。	A4-2. 本スピンオフとしての現物配当の実行に伴い、当社株式は2025年9月29日(月曜日)を当社株式の権利落ち日として、理論上は同日付でSFGI株式の価値相当分だけ当社株式価値が調整されることとなります。2025年9月29日(月曜日)に予定される当社株式の権利落ちに際しては、以下の算式により求められる1株当たり価格を当社の基準値段(※1)として、東証における取引がなされる見込みです。 $\begin{aligned} & \text{当社株式の権利落ち日(2025年9月29日(月曜日))の基準値段} \\ &= \text{当社株式の権利付最終日(2025年9月26日(金曜日))の株価終値} \\ & - \text{当社株式1株当たりの2026年3月期第2四半期末中間(予想)配当金(※2)} - \text{SFGI株式の最初の板中心値段(※3)} \end{aligned}$ (※1)基準値段とは、取引所取引における制限値幅(1日のうちに変動可能な値段の幅)の基準となる値段のことを指し、2025年9月29日(月曜日)に行われる当社株式の各取引の実際の取引値段を指すものではありません。基準値段の算出方法等を含む売買の取扱いに関しては、改めて東証から公表される予定です。 (※2)2025年5月14日付の当社の「2025年3月期 決算短信(IFRS)(連結)」をご参照ください。 (※3)最初の板中心値段は、幹事取引参加者である野村證券が提出する流通参考値段を参考に、東証が決定・公表する予定です。
Q4-3. 本スピンオフ後、ソニーグループの経営陣に変化はあるのか。	A4-3. 本スピンオフによる当社グループの経営陣の変更は予定していません。
Q4-4. 本スピンオフ後のソニーグループの経営方針を教えてください。	A4-4. 当社グループの経営方針につきましては、2025年5月14日付の当社の「経営方針および業績に関する説明会」の資料をご参照ください。

Q4-5. 本スピノフが当社連結業績及び財務諸表に与える影響を教えてください。	A4-5. 本スピノフの実行による当社連結業績への影響は精査中であり、現時点では確定していません。なお、本スピノフの実行後、SFGIIは当社の連結子会社ではなくなり、持分法適用関連会社となる予定です。 本スピノフの実行による当社連結業績への影響については、2025年5月14日付の当社の「金融事業のパーシャル・スピノフに関する説明資料」をご参照ください。
---	--

5. 現物配当に関する税務上の取扱いについて

Question	Answer
Q5-1. 本スピンオフによる日本(居住者)の株主の税務面のメリットを教えてください。	A5-1. 本スピンオフは、日本の税制上の適格株式分配に該当することを前提として行われるため、SFGI株式の現物配当に伴い、当社株主の皆様になし配当課税が適用されることはありません。また、株主の皆様は、本スピンオフに際して、保有する当社株式の一部を譲渡したものと扱われますが、この点についても株主の皆様がSFGI株式を受け取られた時点において譲渡損益課税は繰り延べられることとなります。当該税務面のメリットは株主の皆様のお手続きを要することなく適用されます。 なお、当社株主の皆様が特定口座または一般口座で受け取られたSFGI株式を売却し、売却益が発生した場合には、通常の株式取引と同様に譲渡所得への課税がなされることとなります。
Q5-2. 分配資産割合について教えてください。	A5-2. 分配資産割合とは、当社株式及びSFGI株式の税務上の各取得価額を算出するのに必要となる係数です。「本スピンオフ直前(投資簿価修正前)のSFGI株式の帳簿価額に、簿価修正相当額を加減算した金額」を「本スピンオフの日の属する事業年度の前事業年度の終了の時の当社の資産の帳簿価額から負債の帳簿価額を減算した金額(前事業年度終了時から本スピンオフの直前までの資本金等の額及び一定の利益積立金額の増減額を含みます。)」に、上記簿価修正相当額を加減算した金額で除して求められる割合に、さらに「本スピンオフにより当社株主に交付されるSFGI株式の数を乗じて、当社が本スピンオフ直前に有していたSFGI株式の数で除した」ものとなります。分配資産割合については確定次第、改めてお知らせいたします。 ※「簿価修正相当額」とは、当社における本スピンオフ直前(投資簿価修正前)のSFGI株式の帳簿価額に、本スピンオフ実行日の属する事業年度の前事業年度終了の時ににおいてSFGIが有する資産の帳簿価額の合計額・負債の帳簿価額の合計額(前事業年度終了時から株式分配の直前までの資本金等の額及び一定の利益積立金額の増減額を含みます。)を株式分配の直前においてSFGIが有する資産の帳簿価額の合計額・負債の帳簿価額の合計額とみなして投資簿価修正を適用した場合の簿価純資産不足額又は簿価純資産超過額に相当する金額をいいます。 現時点の見込みでは、分配資産割合の概算値は「0.20」程度(※)と試算されますが、分配資産割合について、今後調整が必要な事由が発生した場合は変更される可能性があります。
Q5-3. 当社株式を保有する非居住者の株主への現物配当は税務上どのように取扱われるのか。	A5-3. 本スピンオフが適格株式分配に該当する場合、非居住者の株主の皆様はSFGI株式を配当するにあたり、当該配当所得に対して日本での源泉徴収は行われません。また、この場合、非居住者の株主の皆様は、日本において譲渡所得への課税がなされるということはありません。 なお、居住地国における税務上の取り扱いにつきましては、税務専門家等にご確認ください。

Q5-4. 現物配当に関する米国連邦税法上の取扱いを教えてください。	A5-4. 当社株主の皆様のうち、米国連邦税法上、米国市民、米国居住者及び米国法人、その他当社株式に関して課税所得ベースで米国連邦税法上の課税対象となる株主の皆様においては、本スピンオフに伴い分配されるSFGI株式の公正な市場価値に相当する金額が課税対象の配当として取り扱われる見込みです。
---	--

※上記の税務上の取扱いは、本スピンオフ(現物配当)に関する税務上の取扱い及び株主の皆様に必要な税務上の手続き等を網羅的にご説明するものではなく、また、現物配当に関して日本及び米国以外の国・地域における税務上の取扱いをご説明するものでもありません。日本及び米国を含めた各国・各地域の税法上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認ください。

6. 当社株式ADRの取扱いについて

Question	Answer
Q6-1. 当社株式ADRを保有している場合にはどのような手続きになるのか。	A6-1. 当社株式ADRの保有者に対しては、本スピンオフに伴い、当社株式ADRの預託銀行であるJPMorganが新たに組成するSFGI株式ADRプログラムに基づき、SFGI株式ADRが分配される予定であることをJPMorganと確認しています。なお、SFGI株式ADRに関連する権利のうち、端数となる部分はJPMorganにより売却され、預託銀行が受け取る手数料を差し引いた純現金収益が、該当する当社ADR保有者にJPMorganにより分配されます。 SFGI株式ADRの詳細につきましては、分配に先立ってJPMorganがSECに提出する予定の登録届出書Form F-6に記載されますので、SECのホームページ(URL: https://www.sec.gov/)をご参照ください。また、当社株式ADRの分配基準日における保有者に対しては、JPMorganが、SFGI株式ADRの分配に関する日程・手数料・分配割合・その他の条件等を含む詳細情報を英文にてご案内する予定です。 なお、SFGI株式ADRはアンスポンサードであり、当社及びSFGIが関与することなく、JPMorgan（及び将来的な可能性としては他の預託銀行）が独自に組成・運営するものです。SFGI株式ADRの分配を希望されない当社株式ADRの保有者は、可能な選択肢につきましては、証券会社等にご確認ください。
Q6-2. SFGI株式ADRの分配に関する米国連邦税法上の取扱いを教えてください。	A6-2. 当社株式ADRの保有者の皆様のうち、米国連邦税法上、米国市民、米国居住者及び米国法人、その他当社株式ADRに関して課税所得ベースで米国連邦税法上の課税対象となる保有者の皆様においては、本スピンオフに伴い分配されるSFGI株式ADRの公正な市場価値に相当する金額が課税対象の配当として取り扱われる見込みです。

※上記の税務上の取扱いについては、当社株式ADRの保有者の皆様に必要となる米国連邦税法上の手続き等を網羅的にご説明するものではありません。SFGI株式ADRの分配に関する米国を含めた各国・各地域の税法上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認ください。

＜お問合せ先＞

（パーシャル・スピンオフに伴う株式事務について）

三菱UFJ信託銀行株式会社（パーシャル・スピンオフ専用ダイヤル、通話料無料）

0120-737-696（受付時間：土・日・祝日を除く平日9:00～17:00）

（個別のお取引やお手続きについて）

お取引のある証券会社にお問い合わせください

（個別の税務上の取扱いについて）

最寄りの税務専門家等にお問い合わせください

（上記以外のお問い合わせについて）

ソニーグループ株式会社

03-6748-2111（土・日・祝日を除く平日9:00～17:00）

ご注意: この文書は証券の売付けの申込み、又は、証券の買付けの誘引もしくは申込みの勧誘を行うものではありません。この文書は、本スピンオフに関して一般公衆への情報提供を目的とするものであり、投資の勧誘又はその他の類似行為を行うためのものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は販売を行うことはできません。

将来に関する記述等についてのご注意

本資料に記載されている、ソニーの現在の計画、見通し、戦略、確信などのうち、歴史的事実でないものは、将来の業績に関する見通しです。将来の業績に関する見通しは、将来の営業活動や業績、出来事・状況に関する説明における「確信」、「期待」、「計画」、「戦略」、「見込み」、「想定」、「予測」、「予想」、「目的」、「意図」、「可能性」やその類義語を用いたものには限定されません。口頭又は書面による見通し情報は、広く一般に開示される他の媒体にも度々含まれる可能性があります。これらの情報は、現在入手可能な情報から得られたソニーの経営陣の仮定、決定ならびに判断にもとづいています。実際の業績は、多くの重要なリスクや不確実な要素により、これら業績見通しと大きく異なる結果となりうるため、これら業績見通しのみに全面的に依拠することは控えるようお願いいたします。また、新たな情報、将来の事象、その他の結果にかかわらず、常にソニーが将来の見通しを見直して改訂するとは限りません。ソニーはそのような義務を負いません。実際の業績に影響を与えうるリスクや不確実な要素には、以下のようなものが含まれます。

- (1) ソニーが製品品質を維持し、その製品及びサービスについて顧客満足を維持できること
- (2) 激しい価格競争、継続的な新製品や新サービスの導入、急速な技術革新、ならびに主観的で変わりやすい顧客嗜好などを特徴とする激しい市場競争の中で、十分なコスト削減を達成しつつ顧客に受け入れられる製品やサービス（イメージセンサー、ゲーム及びネットワークのプラットフォーム、スマートフォンならびにテレビを含む）をソニーが設計・開発し続けていく能力
- (3) ソニーがハードウェア、ソフトウェア及びコンテンツの融合戦略を成功させられること、新しい技術や配信プラットフォームを考慮に入れた販売戦略を立案し遂行できること
- (4) ソニーと他社との買収、合併、投資、資本的支出、構造改革その他戦略的施策の成否を含む（ただし必ずしもこれらに限定されない）ソニーの戦略及びその実行の効果
- (5) ソニーや外部の供給業者、サービスプロバイダやビジネスパートナーが事業を営む市場における法規制及び政策の変化（課税、及び消費者の関心が高まっている企業の社会的責任に関連するものを含む）
- (6) ソニーが継続的に、大きな成長可能性を持つ製品、サービス、及び市場動向を見極め、研究開発に十分な資源を投入し、投資及び資本的支出の優先順位を正しくつけて行い、技術開発や生産能力のために必要なものも含め、これらの投資及び資本的支出を回収することができること
- (7) ソニーの製品及びサービスに使用される部品、ソフトウェア、ネットワークサービス等の調達、ソニーの製品の製造、マーケティング及び販売、ならびにその他ソニーの各種事業活動における外部ビジネスパートナーへの依存
- (8) ソニーの事業領域を取り巻くグローバルな経済・政治情勢、特に消費動向
- (9) 国際金融市場における深刻かつ不安定な混乱状況や格付け低下の状況下においても、ソニーが事業運営及び流動性の必要条件を充足させられること
- (10) ソニーが、需要を予測し、適切な調達及び在庫管理ができること
- (11) 為替レート、特にソニーが極めて大きな売上や生産コストを計上し、又は資産・負債及び業績を表示する際に使用する米ドル、ユーロ又はその他の通貨と円との為替レート
- (12) ソニーが、高い能力を持った人材を採用、確保できるとともに、それらの人材と良好な関係を維持できること
- (13) ソニーが、知的財産の不正利用や窃取を防止し、知的財産に関するライセンス取得や更新を行い、第三者が保有する知的財産をソニーの製品やサービスが侵害しているという主張から防御できること
- (14) 金利の変動及び株式・債券市場における好ましくない状況や動向（市場の変動又はボラティリティを含む）が金融分野の収入及び営業利益に与える悪影響
- (15) 生命保険など金融商品における顧客需要の変化、及び金融分野における適切なアセット・ライアビリティ・マネージメント遂行の成否
- (16) 大規模な災害、紛争、感染症などに関するリスク
- (17) ソニーあるいは外部のサービスプロバイダやビジネスパートナーがサイバーセキュリティに関するリスク（ソニーのビジネス情報や従業員や顧客の個人を特定できる情報への不正なアクセスや事業活動の混乱、財務上の損失の発生を含む）を予測・管理できること
- (18) 係争中又は将来発生しうる法的手続又は行政手続の結果

ただし、業績に不利な影響を与えうる要素はこれらに限定されるものではありません。ウクライナ・ロシア情勢及び中東情勢に関する変化、ならびに一連の米国の関税政策の変更は、上記のリスク及び不確実な要素の多くに悪影響を与える可能性があります。重要なリスク及び不確実な要素については、ソニーの最新の有価証券報告書（その後に提出される半期報告書を含む）又は米国証券取引委員会に提出された最新の年次報告書（Form 20-F）も併せてご参照ください。